

漁港の維持、保全及び運営に関する計画の未策定

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
環境農林水産部 水産課	大阪府漁港管理条例において、府が管理する漁港施設の維持、保全及び運営に関する計画を毎年度定めると規定されているが、計画が策定されていなかった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府漁港管理条例】 (漁港施設の維持運営) 第3条 知事は、府が管理する漁港施設(以下「府漁港施設」という。)のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)につき、毎年度その維持、保全及び運営に関する計画を定めるものとする。</p> </div>

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年6月2日から同年8月28日まで)